

<p>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成六年法律第四十六号)</p>	<p>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二十一条第一項の期間を定める政令 (平成十七年政令第三百三十一号) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則 (平成七年農林水産省令第二十三号)</p>	<p>(平成十七年十二月一日現在) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について (平成十七年12月1日17農振第1360号 農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)</p>
<p>目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等(第三条 第十五条) 第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置(第十六条 第三十八条) 第四章 雑則(第三十九条・第四十条) 第五章 罰則(第四十一条 第四十四条) 附則 第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。</p>		<p>第1 法の趣旨 近年、都市住民を中心に、自然が豊かで心の安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待が強まっております。農山漁村滞在型余暇活動への関心が高まっております。しかしながら、都市住民を受け入れる側の農山漁村においては、受入れのための条件整備が未だ不十分な状況にあり、受入れ条件の整備を図ることにより、人的交流の活発化、経済的な効果等を通じて農山漁村の活性化を推進するとともに、滞在型余暇活動の推進を通じてゆとりある国民生活の実現を図っていくことが必要である。 このような状況に対応して、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針を定め、これに基づき市町村計画を作成する等の措置を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について民間団体による登録制度を実施する等により、農山漁村滞在型余暇活動の基盤の整備を促進するのが本法の趣旨である。</p>

- 2 この法律において、「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁業の体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。
- 3 この法律において、「農用地等」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる土地をいう。
- 4 この法律において、「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

- 5 この法律において、「農林漁業体験民宿」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

- （農作業体験施設等）
- 第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 農作業の体験施設
 - 二 教養文化施設
 - 三 休養施設
 - 四 集会施設
 - 五 宿泊施設
 - 六 販売施設
 - 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

- （農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務）
- 第二条 法第五条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。
- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- 第2 農作業体験施設等の内容等
- 1 農作業体験施設等は規則第一条各号に掲げるとおりであるが、具体的には、次に掲げるような施設が該当する。
 - (1) 農作業の体験施設
 - 農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設
 - (2) 教養文化施設
 - 地域の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等
 - (3) 休養施設
 - 農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となつて形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等
 - (4) 集会施設
 - 地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修施設、展示場施設等
 - (5) 宿泊施設
 - 宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガロー等
 - (6) 販売施設
 - 地域の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等
 - (7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設
 - 前各号に掲げる施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等
- 2 規則第二条第2号の水及び第3号の水の山村滞在型余暇活動及び漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設は、具体的には、1に掲げる施設と同様の施設で、山村滞在型余暇活動及び漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設が該当する。

第二章 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等

(地域)

第三条 この章の規定による農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置は、次の各号に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- 一 農用地等が当該地域内の土地の相当部分を占め、かつ、良好に保全されていること。
- 二 当該地域において農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成していると認められること。

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役割
- ヘ 前各号に掲げる役割の提供のあっせん
- 二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役割
- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役割
- ヘ 前各号に掲げる役割の提供のあっせん
- 三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろりの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役割
- イ 漁ろり又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役割
- ヘ 前各号に掲げる役割の提供のあっせん

3 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置を講じる地域の要件は法第3条に規定されているが、その適用に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 法第3条第1号について「良好に保全されていること」とは、適正に管理され有効に利用されていることをいう。
- (2) 法第3条第2号について「農用地その他の農業資源」とは、自然的な資源として見た場合の農産物の生産が行われる場であり、例えば農用地、水等を指すものである。
- (3) 法第3条第3号について

- 三 当該地域の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当であると認められること。
- 四 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

(基本方針)

- 第四条 都道府県は、前条各号に掲げる要件に該当する地域についての農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について、次条第一項の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - 二 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項
 - 三 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 - 四 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
 - 五 その他必要な事項

「機能の整備を促進することが相当であると認められること」とは、自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、労働機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みが必要であり、農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいることをいう。

第3 基本方針

- 1 都道府県知事は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされている（法第4条第1項）。
- 基本方針において定めるべき事項は、法第4条第2項に掲げられているとおりであり、第4の市町村計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 2 基本方針において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、当該都道府県の自然的経済的社会的諸条件を考慮して当該都道府県の区域を区分して定めることができるものとする。
 - (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項
 - ア 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

この事項においては、地域の将来像を見据えつつ、良好な農村景観の形成をはじめ交流のための良好な空間の形成、農作業体験施設等交流施設の総合的・一体的整備、自然・伝統・文化の活用等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の基本的な方向を明らかにするものとする。
 - イ 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

この事項においては、住民の主体性の尊重、農業をはじめとする地域産業の振興、女性・高齢者等の能力発揮の場の確保、自然環境・景観の保全との調和等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たつての留意点及び整備の進め方に関する基本的な考え方を明らかにするものとする。
 - 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

この事項においては、法第3条に規定する要件について当該都道府県の地域の実情に沿った整備地区の設定に関する方針を明らかにするものとする。
- (3) 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

3 都道府県は、基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。

(基本方針に併せて定めることができる事項)
第三条 法第四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關する基本的な事項
二 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

る事項

(4) この事項においては、整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の発揮、良好な農村景観の維持・形成等土地利用の基本的な方針を明らかにするものとする。

(5) 整備地区における農作業体験施設等の整備に關する事項

この事項においては、地域の農林漁業の理解促進への配慮、地域住民の意向の重視、施設間の有機的連携の確保等農作業体験施設等の整備に当たつての留意点等を明らかにするものとする。

(6) その他必要な事項

その他農業振興に關する諸計画との調和、支援体制の整備、市町村間の連携活動の推進等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關し必要とされる事項を定めるものとする。

(7) 農林水産省令で定める事項

基本方針においては、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關して農林水産省令で定める事項を定めることができるものとされている。その事項は、規則第三条に掲げるとおりであり、その内容はそれぞれ次のとおりとする。

ア 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關する基本的な事項

(7) 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

この事項においては、(1)のイと同様に、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の基本的な方向を明らかにするものとする。

(4) 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

この事項においては、(1)のイと同様に、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たつての留意点及び整備の進め方に關する基本的な考え方を明らかにするものとする。

イ 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

(7) 山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に關する事項

- 4 都道府県は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
- 5 都道府県は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(市町村計画)

(市町村計画の作成又は変更)

- 3 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要な場合に定められることとなっているところであるが、その必要性の判断については、林業・漁業の振興、利用者の利便の増進等の観点から地域の実情に応じて柔軟に行い、当該事項について積極的に定めるよう努めるものとする。なお、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については法第3条に規定する地域に限定することなく基本方針に定めることができる。
 - 4 基本方針を定めるに当たっては、都道府県における総合的な開発計画、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針その他の農業振興に関する諸計画、森林法（昭和26年法律第24号）第5条第1項の地域森林計画等森林の整備に関する諸計画、漁業振興に関する諸計画その他の計画との調和、調整に留意するものとする。
 - 5 基本方針を定めようとするときは、都道府県知事は都道府県段階の農林漁業者の組織する団体等の意見を聴くものとする。
 - 6 基本方針の策定においては、都道府県の農業担当部局、林務担当部局及び水産担当部局は連携を密にするものとする。
 - 7 都道府県知事は、法第4条第4項の規定により農林水産大臣に協議をしようとするときは、地方農政局長（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあつては直接）これを定めるものとする。
 - 8 法第4条第5項の規定による基本方針の公表は、都道府県の公報にその概要を掲載するとともに都道府県の主要な事務所及び従たる事務所（農林水産業に関する行政事務を分掌するものに限る。）において縦覧に供することにより行うものとする。
- (1) その他山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關し必要な事項
この事項においては、(5)と同様に、森林の整備に關する諸計画、漁業振興に關する諸計画との調和等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に關し必要な事項を定めるものとする。
- この事項においては、(4)と同様に、山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする法第2条第4項及び規則第1条で定める施設と同様の施設等の整備に当たつての留意点を明らかにするものとする。

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 整備地区の区域
- 二 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 三 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 四 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
- 五 その他必要な事項

3 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に

第四条 市町村が法第五条第一項の規定により同項の市町村計画を作成しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、法第五条第六項の規定による市町村計画の変更について準用する。

第五条 市町村は、法第五条第一項の規定により同項の市町村計画を作成しようとする場合において、同条第二項第一号の区域を定めようとするときは、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により、当該区域が明らかになるように定めなければならない。

2 前項の規定は、法第五条第六項の規定による市町村計画の変更のうち、同条第二項第一号の区域の変更について準用する。

（市町村計画に併せて定めることができる事項）
第六条 法第五条第三項の農林水産省令で定める事項は、次

第4 市町村計画

1 市町村は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画を作成することができることとされている（法第五条第一項）。市町村計画において定めるべき事項は、法第五条第二項に掲げられておらず、都市住民の需要に合った計画的な整備の推進等について明らかにするものとする。

2 市町村計画において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、市町村の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、都道府県知事の定めた基本計画に即して定めるものとする。

- (1) 整備地区の区域
この事項においては、整備地区の区域の範囲について明らかにするものとする。
なお、整備地区には、地域森林計画の対象とする森林及び森林法第7条の2第1項の森林計画の対象とする国有林を含めないものとする。
- (2) 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
この事項においては、土地利用、農業生産、都市農村交流施設等の現況並びに農村滞在型余暇活動のための地域資源の活用、農業及び関連産業の振興、女性・高齢者の能力発揮の場の確保等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な方針を明らかにするものとする。
- (3) 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
この事項においては、整備地区における土地利用の基本的な方針を明らかにするとともに、良好な農村の景観の維持・形成、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用、土地利用に関する協定の活用等土地の利用に関する措置等について明らかにするものとする。
- (4) 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
この事項においては、整備地区における農作業体験施設等の整備について施設の種類、おおむねの位置、規模等について定めるものとする。
- (5) その他必要な事項
その他支援体制の整備、他の市町村との連携活動の推進等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に必要とされる事項を定めるものとする。
- (6) 農林水産省令で定める事項
市町村計画においては、整備地区における農村滞在型

資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、前項各号に掲げる事項のほか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。

- 4 市町村は、市町村計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

に掲げるものとする。

- 一 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 二 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動のための機能の整備に関する農林水産省令で定める事項を定めることができるものとされている。その事項は、規則第6条に掲げるとおりであり、その内容は具体的には次のとおりとする。

- ア 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

この事項においては、(2)と同様に、地域の林業・漁業等及び都市山村・漁村交流施設等の現況並びに山村・漁村滞在型余暇活動のための地域資源の活用、林業・漁業及び関連産業の振興等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な方針を明らかにするものとする。

- イ 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて行うことが必要と認められる山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な事項

- (7) 山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

この事項においては、(4)と同様に、山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする法第2条第4項及び規則第1条で定める施設と同様の施設等の整備について、施設の種別、おおむねの位置、規模等について定めるものとする。

- (イ) その他山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する必要な事項

この事項においては、(5)と同様に、支援体制の整備等山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については、第3の3と同様積極的に定めるよう努めるものとする。なお、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項については法第3条に規定する地域に限定することなく市町村計画に定めることができる。

- 4 市町村計画の作成に当たっては、農林漁業生産、景観、伝統文化等の状況など農村滞在型余暇活動及び山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能に依じて整備の対象とする地域等について適宜判断するものとする。
- 5 市町村計画は、おおむね5年後を見通し作成又は変更するとともに、交流人口数等の具体的な達成目標を定めるものとする。

(協定)
第六条 市町村計画に定められた整備地区内にある土地(公
共施設の用に供する土地を除く。)について所有権、地上
権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はそ
の他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び
地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、
農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、
当該土地の利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、
当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

(協定の認定を受ける場合の添付書類)
第七条 第六条第一項の規定による認定を受けようとする
ときは、同条第五項の合意があつたことを証する書面を添
付しなければならない。

- 6 市町村計画には、整備された農作業体験施設等の有効な利用を図るため、都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項を定めるものとする。
 - 7 市町村計画を定めるに当たっては、市町村における総合的な開発計画、農振法第8条第1項の農業振興地域整備計画その他の農業振興に関する諸計画、地域森林計画等森林の整備に関する諸計画、漁業振興に関する諸計画その他の計画との調和、調整に留意するものとする。
 - 8 市町村計画を定めようとするときは、市町村長は農業委員会の意見を聴くものとされているところであるが、その円滑な推進を図る観点から、必要に応じ、併せて、農林漁業者の組織する団体、宿泊に係る施設を設置する者の組織する団体等から意見を聴くものとする。また、基盤整備を促進しようとする区域が漁港区域に及び場合には当該漁港区域の漁港管理者の意見を聴くものとする。
 - 9 市町村計画の作成又は変更に当たっては、地域の実情に応じ、地元森林管理署との連携、協力により、山村滞在型余暇活動を国有林野における森林レクリエーション利用等と一体的に推進するための事項について定めるものとする。
 - 10 市町村計画の公表は、市町村の事務所において縦覧に供することにより行うものとする。
- 第5 協定の趣旨
- 1 協定の趣旨
- 従来から地域の土地利用については申合せ等により調整が図られているが、農用地その他の農業資源の保健機能の増進のための土地利用を確保していくためには、土地所有者等の話合いと合意形成を基礎にした協定によることが有効であることから、整備地区内にある土地の利用に関する協定(以下「協定」という。)が制度化されたものである。(法第6条第1項)
- なお、協定は、土地所有者等の全員の合意によつて定められることとされている。市町村長による認定制度は、公的な確認を行うことにより当該協定の妥当性と公益性を公示し、その適正な推進を図るために設けられたものである。
- また、協定区域内の一団の農用地等の所有者は、市町村に対し、当該農用地等を農振法第8条第2項第1号の農用地区域として定めるべきことを要請できることとする等の農用地区域設定の特例は、協定が、農用地等の所有者等の全員の合意により締結されることにかんがみ設けられたものである。
- 協定制度の指導及び啓蒙普及に当たっては、協定制度創

- 2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 協定の対象となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
 - 二 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 - 三 協定に違反した場合の措置
 - 四 協定の有効期間
 - 五 その他必要な事項
- 3 協定区域は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。
 - 一 相当規模の一団の土地の区域であること。
 - 二 農用地等が当該協定区域内の土地の大部分を占めていること。
- 4 協定においては、第二項各号に掲げる事項のほか、市町村計画に定められた整備地区内にある土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより当該協定の目的の達成に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の土地に係る土地所有者等が希望するもの（第十条において「協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

5 協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等

設の趣旨にかんがみ、地域住民の自主的話し合いを基礎として締結されること、地域の実情に即し地域住民の創意と工夫が反映されたものとなること、協定の内容が土地利用を不当に制限するものとならないよう十分配慮すること等に留意して行うものとする。

- 2 協定の内容
 - (1) 協定区域
 - ア 「相当規模」については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して地域の実情に応じて定められるものであるが、おおむね1ヘクタール以上を標準とするものとする。
 - イ 「一団の土地」とは、土地が連担して団地性を有する土地のことであつて、土地が分離している場合は、これに該当しないものとする。
 - ウ 「大部分」とは、「10分の8以上」を目安とするが、地域の諸条件を考慮して柔軟に対応するものとする。
 - (2) 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項
 - 協定の内容としては、農用地について農用地として適切な利用を継続することの他、農業用施設用地や農家の住宅用地等について周囲の景観との調和に配慮すること等を地域の実情に応じて定めるものとする。
 - (3) 協定に違反した場合の措置
 - 違反した者に対して過度の私権の制約とならないよう合理的な範囲内で、例えば次のような事項を定めるものとする。
 - ア 違約金の支払いに関すること。
 - イ 違反行為の差止めに関すること。
 - ウ 原状の回復に関すること。
 - (4) 協定の有効期限
 - ア 協定の有効期間は10年を超えてはならないこととされているが、協定の目的を十分に達成するためあまり短期間にならないようにするとともに、地域における社会的経済的情勢の変化にも弾力的に対処する見地から、最低限5年以上を目安として適切な期間を定めることが望ましい。
 - イ 有効期間の定めのない協定は、認定の対象とならない。
 - (5) その他必要な事項
 - その他必要な事項には、協定の変更及び廃止に係る手続並びに協定の運営方法を定めるものとする。
- 3 協定の認定手続

- の全員の合意がなければならない。
- 6 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならぬ。
- 7 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(協定の認定等)

- 第七条 市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
 - 二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
 - 三 協定の内容が市町村計画の達成に資すると認められるものであること。

- 2 市町村長は、前条第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所へ備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならぬ。

(協定の変更)

第八条 第六条第一項の認定を受けた協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項について変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合にお

- (協定の公告)
- 第八条 法第七条第二項(法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場に掲示することその他所定的手段により行うものとする。
- 一 協定の名称
 - 二 協定区域を表示した図面
 - 三 協定の縦覧場所

(協定区域の明示方法)

第九条 法第七条第二項(法第八条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による協定区域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うものとする。

(協定に係る軽微な変更)

第十条 法第八条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

4 協定の認定の申請手續は、協定を締結した土地所有者の全員の連名又は代表者を選定している場合にあってはその代表者名をもつて、土地所有者等の全員の合意があつたことを証する書面を申請書に添付して行うものとする。

協定の認定基準

協定の認定の可否は、法第七条第一項各号に掲げる認定基準のすべてに該当するか否かについて審査し決定するものであるが、決定に当たっては次によるものとする。

- (1) 法第七条第一項第一号に關しては、
 - ア 協定区域が整備地区内に設定されていること。
 - イ 協定に係る土地所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。
- (2) 法第七条第一項第二号に關しては、協定が、土地所有者の自発的な意思に基づく私的な契約によるものであることから、土地利用を不当に制限するものでないこととしておけるところであり、次に掲げる事項が定められていないこと等につき審査するものとする。
 - ア 土地の第三者への譲渡の禁止
 - イ 農地法(昭和27年法律第229号)上の転用許可申請の禁止
 - ウ 農振法上の開発行為の許可申請の禁止
 - エ 協定からの脱退の禁止
- (3) 法第七条第一項第三号に關しては、市町村計画に位置付けられた土地利用に關する協定の活用に関する事項との整合等につき審査するものとする。

いては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(協定の認定の取消し)

第九条 市町村長は、次に掲げる場合には、第六条第一項又は前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 協定の内容が第六条第六項の規定に違反するもの又は第七条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合

二 協定区域において当該協定の定めるところに従い農用地その他の農業資源の保健機能の増進が図られていないと認められるに至った場合

2 市町村長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(協定成立後の協定への参加)

第十条 第七条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定の公告のあつた後いつても、協定区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、協定に参加することができる。この場合において、協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、協定区域の一部となるものとする。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定により協定区域隣接地の区域内の土地が協定区域内の土地となつた場合について準用する。

(農用地区域設定の特例)

第十一条 第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条第四号に掲げる土地を含む。以下この条において同じ。)の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地等につき所有権以外の第六条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地等の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号の農用地区域(次項において「農用地区域」という。)として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の要請に基づき、市町村が同項の要請に係る農用地等の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合に

(協定の変更の認定を受ける場合の添付書類)

第十一条 法第八条第一項の規定による協定の変更の認定を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(農用地区域設定の要請)

第十二条 法第十一条第一項の規定により要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を市町村長に提出しなければならない。

一 要請者の氏名又は名称及び住所

二 当該要請に係る農用地等の所在、地番、地目、用途及び地積

三 当該要請に係る農用地等につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

2 前項の要請書には、法第十一条第一項の同意を得たこと

5 協定の認定の取り消し

(1) 法第九条第一項各号に掲げる要件に該当するものと認められるに至つた場合は、市町村長は、協定の認定を取り消すことができるものとされているが、具体的には、例えば次のような場合が該当すると考えられる。

ア 土地所有者等の全員の合意形成に瑕疵のあつたことが認定後において明らかとなつた場合

イ 協定区域内の土地が農業振興地域でなくなつた場合

ウ 協定の有効期間が相当程度経過しても協定に定める事項が達成されず、かつ、将来にわたつてもその達成が見込まない場合

(2) 市町村長は、協定の取消しに当たつては、その理由を協定に参加している土地所有者等に対して明らかにするものとする。

(3) 市町村長は、協定の取消しを行った場合は、法第七条第二項の規定による協定区域である旨の掲示を遅滞なく撤去するものとする。

は、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用しない。

(農作業体験施設等の整備に関する計画の認定)

第十二条 市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が市町村計画に適合したものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、前条の認定を受けた団体又はその構成員が当該認定に係る計画に従って農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

(国等の援助)

第十四条 国及び地方公共団体は、市町村計画の達成に資するため、市町村計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(農業生産の基盤の整備及び開発等の推進に当たつての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、整備地区において農業生産の基盤の整備及び開発、農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進するに当たつては、市町村計画の達成に資するよう配慮するものとする。

第三章 農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るための措置

(農林漁業体験民宿業者の登録)

第十六条 農林漁業体験民宿業を営む者(以下「農林漁業体験民宿業者」という。)は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行うおとすときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

2 前項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項について、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るために必要なものとして定めるものとする。

一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割の内容に関する

を証する書類を添付しなければならない。

(農作業体験施設等の整備に関する計画の認定申請手続)

第十三条 法第十二条の認定の申請は、農作業体験施設等の整備に関する計画に次に掲げる事項を記載してこれを提出してしなければならない。

- 一 農作業体験施設等の位置
- 二 農作業体験施設等の整備を行う者に関する事項
- 三 農作業体験施設等の概要及び規模

(農林漁業体験民宿業者の登録の基準)

第十四条 法第十六条第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割の提供に関する事項

イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に、漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
ロ 役割の提供に必要な人員が適切に配置されていること。

第6 農作業体験施設等

1 農作業体験施設等の整備に関する計画の認定等
市町村計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が策定した整備地域における農作業体験施設等の整備に関する計画について、当該計画が市町村計画に適合したものであると認めるときはその計画が適当である旨の認定を行うものとする(法第十二条)。国及び地方公共団体は、当該計画に従つて当該農業者の組織する団体又はその構成員が農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせん等に努めるものとされている(法第十三条)。市町村は、認定後における計画の円滑な実施が図られるよう指導等に努めるものとする。

2 農作業体験施設等の整備の促進

農業者の組織する団体が作成した整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画の認定に当たつて、市町村は、必要に応じ融資機関等関係機関との連絡調整を行い、認定後における計画の円滑な実施が図られるよう努めるものとする。また、市町村は、林業者、漁業者又はその組織する団体が市町村計画に沿つて山村・漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を整備しようとする場合は、必要に応じ融資機関等関係機関との連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

第7 農林漁業体験民宿業者の登録等

1 趣旨

法第十八条から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)による農林漁業体験民宿業者の登録制度は、農林漁業体験民宿業者については、農林漁業体験民宿業者が自ら又は地域の農林漁業者等と連携し農作業、森林施業、漁ろう等の体験の指導等の役割の提供を行うことが都市の住民にとって充実した余暇活動となること、農山漁村地域の振興に寄与するためには農林漁家経済の安定を図ることが必要であることから、規則第十四条に掲げる登録の基準等に従つて営業を行うことを要件として登録を行うことにより、農林漁業体験民

事項

- 二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- 三 地域の農林漁業者との調整に関する事項

- 八 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
- 二 宿泊に関する役割及び自ら又はあつせんにより提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割の内容及び料金が利用者に明示されていること。
- ホ あつせんにより農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割を提供する場合においては、その役割はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。
- ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導又は食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。
- 二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であつて、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。
- 三 地域の農林漁業者との調整に関する事項
- イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
- ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
- ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があつた場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- 四 その他の事項
- イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
- ハ 利用者から苦情があつたときは、迅速かつ適切に対応すること。

（農林漁業体験民宿業者の登録の申請）
 第十五条 法第十六条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を登録実施機関（同項に規定する登録実施機関をい

- 宿業者の業務内容の向上を図り、もつて利用者の利便性の増進及び地域の農林漁業者との調和の確保に資するため設けられたものである（法第16条第1項）。
- 都道府県知事による農林漁業体験民宿業者を構成員とする団体の農林漁業体験民宿業者としての指定制度は、農林漁業体験民宿業者と地域の農林漁業との調整、利用客の苦情処理等当該団体が行う自主的な活動を促進するとともに、農林漁業体験民宿業者の組織化等の推進を図るために設けられたものである。農林漁業体験民宿業者の登録の動向、組織化の状況等を助案し迅速、適切に農林漁業体験民宿団体の指定を行うとともに、登録制度創設の趣旨を踏まえつつ、その円滑な運営について助言、指導等に努めるものとする。
- 2 農林漁業体験民宿業者の登録の推進
 - 農林漁業体験民宿業者の登録の制度が定着し、利用者の利便の増進及び地域の農林漁業との調和の確保が円滑に図られるためには、極力多くの農林漁業体験民宿業者が登録を受けることが必要であるので、都道府県等関係機関は本制度の周知徹底を図るものとする。
- 3 農林漁業体験民宿業者の登録の基準
 - (1) 規則第14条第1号イについて
 - 「施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること」とは、例えば、役割を提供する施設、農機具等の保守、点検が適切に行われていることをいう。
 - (2) 規則第14条第1号ハについて
 - 「緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること」とは、利用者に事故が発生したとき、最寄りの警察署、消防署、病院等への連絡体制が整備されていることをいう。
 - (3) 規則第14条第1号ホについて
 - 「これに準ずる措置を講ずると見込まれる者」とは、規則第14条の趣旨を理解し、その基準におおむね適合している者のことをいう。
 - (4) 規則第14条第2号について
 - 「保険契約等を締結することが適当でない場合」とは、例えば、具体的には、次のような場合が該当すると考えられる。
 - ア 主にあつせんにより農林漁業体験活動を提供している場合であつて、あつせん先の農場等が保険契約等を締結している場合
 - イ 主に旅行会社主催のツアー客を受け入れている場合であつて、当該旅行会社において保険契約等を締結している場合

う。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び住所、主たる事務所の所在地並びに事業の内容）

二 宿泊施設の名称及び所在地

三 提供しようとする農山漁村滞在型余暇活動に必要な業務の内容

2 前項の登録申請書には、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行う場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類を添付しなければならない。

3 登録実施機関は、前二項に規定するもののほか、登録のため必要な書類の提出を求めることができる。

（農林漁業体験民宿業者の登録の拒否）

第十六条 登録実施機関は、前条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否することができる。

一 農林漁業体験民宿業に係る営業方法が、第十四条の基準に適合しないとき。

二 申請者が、第十八条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき（当該登録を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から二年を経過しない者が役員となつてゐる法人を含む。）。

三 申請者が、法、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）、森林法（昭和二十四年法律第二百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくは遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるとき。

2 登録実施機関は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出等）

ウ いも掘りの体験等、利用者の生命又は身体について損害が生じるおそれの極めて少ない農林漁業体験活動を提供している場合

(5) 規則第14条第3号イについて

「地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること」とは、地域の農林漁業活動への影響にかんがみ、農用地、森林、漁場等の利用について、地域の農林漁業従事者等と事前に調整を図るよう努めることをいう。

4 農林漁業体験民宿業者の登録の申請

(1) 規則第15条第2項の「許認可等」とは、具体的には、例えば以下のようなものが考えられる。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可（ただし、食事の提供を行う場合に限り。）

ウ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の登録（ただし、船舶により漁ろつ等の体験を行う場合に限り。）

(2) 規則第15条第3項の「登録のため必要な書類」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。

ア 事故が発生したときその他の緊急時における警察署、消防署、病院等の連絡先の一覧

イ 提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な業務の内容、料金等を示した書面

ウ 保険契約等を締結している場合は、その契約内容を示す書面

エ 宿泊施設の部屋数、収用人数、営業期間等を示した書面

オ その他規則第14条に適合していることを証する書面

第十七条 法第十六条第一項の登録を受けた農林漁業体験業者（以下「登録業者」という。）は、第十五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならぬ。

2 前項の規定は、登録業者がその登録に係る農林漁業体験民宿業を廃止した場合について準用する。

（農林漁業体験民宿業者の登録の取消し）

第十八条 登録実施機関は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

（農林漁業体験民宿業者の登録の抹消）

第十九条 登録実施機関は、第十七条第二項の規定による届出があつたとき又は登録業者からその登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく、当該登録を抹消しなければならない。

（標識）

第二十条 法第十七条第一項の標識は、別記様式第一号のとおりとする。

2 登録実施機関は、法第十六条第一項の農林漁業体験業者の登録をしたときは、遅滞なく、登録業者に対し、別記様式第一号の標識を交付しなければならない。

（標識の揭示）

第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を揭示するものとする。

2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

（登録実施機関の登録）

第十八条 第十六条第一項に規定する農林水産大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の

いずれかに該当する者があるもの

(登録実施機関の登録の基準)

第二十条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録実施機関の登録に必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ニ 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次にいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農林漁業体験民宿業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験民宿業者の役員又は職員（過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、農林漁業体験民宿業者の役員又は職員（過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

(登録実施機関の登録の申請)

第二十一条 法第十八条の規定により登録実施機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地）

二 登録実施事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録実施事務を開始しようとする年月日

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度の末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

二 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 財産に関する調書

三 申請者が法第二十条第一項各号に適合することを証する書面

- 一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
- 二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地

（登録実施機関の登録の更新）

- 第二十一条 登録実施機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録実施機関の登録の更新について準用する。

（登録実施の義務）

- 第二十二条 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。
- 2 登録実施機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

（事務所の変更の届出）

- 第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（登録実施事務規程）

- 第二十四条 登録実施機関は、登録実施事務に関する規程（次項において「登録実施事務規程」という。）を定め、登録実施事務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

【農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二十一条第一項の期間を定める政令】
 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二十一条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（登録実施事務の基準）

- 第二十三条 法第二十二條第二項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 登録実施機関は、登録の適否を審査するに当たり、申請者から提出された第十五條第一項の登録申請書及びその添付書類に記載されている事項により、農林漁業体験民宿業に係る営業方法が第十四條の基準に適合していることを確認し、登録を行うこと。
 - 二 登録実施機関は、前号に規定するものでは十分に審査ができないと認めるときは、申請者に対する質問、現地調査その他の方法により、十分に調査を行い、審査を行うこと。

（登録実施事務規程）

- 第二十三条 法第二十四條第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(登録実施事務の休廃止)
第二十五条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- 一 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録実施事務を行う事務所に關する事項
- 三 登録実施事務に關する料金の収納に關する事項
- 四 登録実施事務の実施の方法に關する事項
- 五 第十五条第一項の登録申請書の管理及び保存に關する事項
- 六 登録実施事務に關する帳簿、書類等の管理に關する事項
- 七 登録実施事務に關する公正の確保に關する事項

(登録実施事務の休廃止の届出)
第二十四条 登録実施機関は、法第二十五条の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一 休止又は廃止しようとする登録実施事務の範囲
二 休止又は廃止をしようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
第二十五条 法第二十六条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
2 法第二十六条第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

(適合命令)
第二十七条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関に対する改善命令)
第二十八条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、登録実施事務を行うべきこと又は農林漁業体験民宿業者の登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)
第二十九条 農林水産大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)
第三十条 登録実施機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録実施事務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)
第二十六条 法第三十条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。
2 法第三十条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一 第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 登録の申請に係る宿泊施設の名称及び所在地
三 登録の申請を受けた年月日

(公示)

第三十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録実施機関の登録をしたとき。
- 二 第二十三条又は第二十五条の規定による届出があったとき。
- 三 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(農林漁業体験民宿業団体の指定)

第三十二条 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者(以下「農林漁業体験民宿業団体」という。)として指定することができる。

(農林漁業体験民宿業団体の業務)

- 第三十三条 農林漁業体験民宿業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 農林漁業体験民宿業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。
 - 二 農林漁業体験民宿業と地域の農林漁業との調和を確保するための調整を推進すること。
 - 三 農林漁業体験民宿業に関する利用者の苦情を処理する

- 四 登録又は拒否の別
 - 五 登録を拒否した場合にあっては、その理由
 - 六 登録を行った年月日及び登録番号
 - 七 その他登録実施事務の実施に関し必要な事項
- 3 登録実施機関は、法第十六条第一項の登録又は登録の拒否を行ったときは、遅滞なく、前項に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

(農林漁業体験民宿業団体の指定の申請)

- 第二十七条 法第三十二条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 事務所の所在地
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 五 法第三十三条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
 - 六 法第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
 - 七 農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とすることを証する書面

5

農林漁業体験民宿業団体の指定

農林漁業体験民宿業団体の要件である農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人としては、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が想定されるところ、指定に当たっては、地域において一に限るものではないが、都道府県知事は、制度の効率的な推進に配慮して指定するものとする。

こと。
四 前三号の業務に附帯する業務

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)
第三十四条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し)

第三十五条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。

(報告及び立入検査)

第三十六条 農林水産大臣は登録実施機関に対して、都道府県知事は農林漁業体験民宿業団体に対して、この章の規定の施行に必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞の方法の特例)

第三十七条 第二十九条又は第三十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(国の援助)

第三十八条 国は、利用者の利便を増進し、及び地域の農林漁業との調和を確保する見地から農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

第四章 雑則

(権限の委任)

(身分を示す証明書の様式)
第二十八条 法第三十六条第二項の証明書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

(権限の委任)

第三十九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十九条 法第四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。